

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について

生活福祉資金の貸付けについては、平成 21 年 7 月 28 日付厚生労働省発社援第 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成 21 年 7 月 28 日社援発第 0728 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、令和 8 年熊本地震により被災した世帯に対する緊急小口資金の貸付の運営及び国庫補助の対象となる貸付の範囲について、下記のとおり特例措置を講ずることとし、令和 8 年 7 月 28 日から適用することとしたので通知する。

記

1 貸付対象

令和 8 年熊本地震により、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、貴職が指定した地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）。

なお、地域を指定したときは、事後で差し支えないので、遅滞なく当職あて報告すること。

2 貸付金額の限度

原則として、10 万円以内とする。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は 20 万円以内とする。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が 4 人以上いるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

3 貸付けの方法

(1) 据置期間

貸付の日から1年以内とする。

(2) 償還期限

(1)の据置期間経過後2年以内とする。

4 貸付の手続

迅速な貸付を行う必要があることから、貸付の手続については、次のとおりとする。

(1) 借入れの申込み

ア 災害時の緊急的対応であることに鑑み、借入申込者は、民生委員を窓口とせず、借入申込書を直接、市区町村社会福祉協議会を経由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えないこと。

イ 借入申込書の記載事項については、住所、氏名、生年月日、勤務先の名称及び所在地等必要最小限として差し支えないこと。

ウ 借用書への押印、印鑑登録証明書の提出は不要とし、借入申込者本人の自筆の署名によることとする（なお、借入申込書への押印については、かねてより不要としているところ）。

(2) 借入申込者の確認

借入申込者の氏名及び住所の確認は、不正な貸付が行われることがないよう、着実な確認を行う必要がある一方、避難されている方々の状況を踏まえ、運転免許証、マイナンバーカード等によるほか、民生委員、社会福祉協議会職員及び市町村役場職員による現認等個々の事情に応じて可能な限り柔軟に行うこと。

(3) 受付期間及び貸付金交付

ア 借入申込みの受付は、各都道府県社会福祉協議会と連携し、特例措置の需要等を把握したうえで、必要に応じて、実施体制が整い次第速やかに開始すること。

イ 受付期間は、当分の間とする。

ウ 貸付金の交付は、災害時の緊急的対応であることに鑑み、可及的速やかに行うこと。

5 その他

(1) 本通知に特段の定めのないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」等関係通知によることとする。

(2) 当該貸付の実施主体及び貸付窓口となる社会福祉協議会と十分に連携を図り、円滑な貸付を行うよう留意願いたい。

以上